資料２

中間見直し後（令和8年4月以降）の基本方針ごとの具体的な取組一覧

番号	具体的な取組	所管課	備考
1-1	空家化予防や利活用に関する庁内連携体制の整備・強化　※	市民安全推進課	※進捗管理及び評価の対象外
1-2	所有者等からの相談受付、空家等の利活用に関する支援	市民安全推進課	
1-3	相談窓口の案内、その他の空家等対策に関する啓発活動の実施・強化	市民安全推進課	
1-4	外部団体との連携体制の整備・強化	市民安全推進課	
1-5	空家等にさせないための啓発活動の実施・強化	市民安全推進課	
1-6	所有者不明空家等への財産管理制度の活用	市民安全推進課	
1-7	空家等活用促進区域の検討	市民安全推進課	
1-8	空家等管理活用支援法人の検討	市民安全推進課	
1-9	空家等の流通や利活用を支援する施策の検討	市民安全推進課	
1-10	「マイホーム借上げ制度」等の周知	住宅政策課	
1-11	セーフティネット住宅の登録の促進	住宅政策課	
1-12	住宅バリアフリー・断熱改修支援事業　※	住宅政策課	※進捗管理及び評価の対象外
1-13	住宅確保要配慮者への居住支援　※	住宅政策課	※進捗管理及び評価の対象外
1-14	長期優良住宅の普及の促進	建築指導課	
1-15	木造住宅の耐震診断費用の助成	建築指導課	
1-16	木造住宅の耐震改修費用の助成	建築指導課	
1-17	木造住宅除却助成事業	建築指導課	
1-18	危険コンクリートブロック塀等の撤去費用の助成　※	建築指導課	※進捗管理及び評価の対象外
1-19	高齢者住宅に対する改造資金の助成、整備資金の貸付　※	高齢者福祉課	※進捗管理及び評価の対象外
1-20	重度障害者等住宅改造費の助成、心身障害者等住宅整備資金の貸付　※	障害福祉課	※進捗管理及び評価の対象外
1-21	市民参加のまちづくり支援事業　※	都市計画課	※進捗管理及び評価の対象外

中間見直し後（令和8年4月以降）の基本方針ごとの具体的な取組一覧

番号	具体的な取組	所管課	備考
2-1	空家等のデータベースによる管理・活用	市民安全推進課	
2-2	管理が不適切な空家等に対する庁内連携体制の整備・強化　※	市民安全推進課	※進捗管理及び評価の対象外
2-3	所有者等からの相談受付、適切な管理の促進及び支援	市民安全推進課	
2-4	近隣住民等からの情報収集・相談受付	市民安全推進課	
2-5	所有者等による適切な管理への助言、情報提供	市民安全推進課	
2-6	困難事例を解消させる取組	市民安全推進課	
2-7	管理不全空家等に対する措置の実施	市民安全推進課	
2-8	外部団体との連携体制の整備・強化 【再掲】	市民安全推進課	【再掲】1-4
2-9	適切な管理の促進等、空家等対策に関する啓発活動の実施・強化	市民安全推進課	
2-10	空家等管理事業者の紹介	市民安全推進課	
2-11	空家等管理活用支援法人の検討 【再掲】	市民安全推進課	【再掲】1-8
2-12	適正管理・除却への支援など、空家等対策に資する施策や手法の研究	市民安全推進課	
3-1	特定空家等に対する庁内連携体制の整備・強化　※	市民安全推進課	※進捗管理及び評価の対象外
3-2	特定空家等に対する措置の実施	市民安全推進課	
3-3	所有者不明空家等への財産管理制度の活用 【再掲】	市民安全推進課	【再掲】1-6

【主な取組の令和8年度計画】

番号	具体的な取組	所管課	取組計画
1-3	相談窓口の案内、その他の空家等対策に関する啓発活動の実施・強化	市民安全推進課	空家等所有者向けのセミナーを計画
1-6	所有者不明空家等への財産管理制度の活用	市民安全推進課	活用件数を拡大し実施、 次年度以降へ向けた制度研究 ※議事（2）で詳細説明
2-7	管理不全空家等に対する措置の実施	市民安全推進課	空家法に基づく「指導」等の実施
3-2	特定空家等に対する措置の実施	市民安全推進課	空家法に基づく「指導」等の実施